

新潟市立藤見中学校PTA会則

昭和52年5月6日改正
昭和56年4月28日改正
昭和63年2月10日改正
平成7年4月27日改正
平成10年4月24日改正
平成17年4月21日改正

平成28年4月30日改正
令和2年7月9日改正
令和3年3月16日改正
令和5年5月2日改正

第1条（名称）

本会は新潟市立藤見中学校PTAと言い、事務所を藤見中学校に置く。
（以下「学校」というのは藤見中学校を指す。）

第2条（目的）

本会は家庭と学校との緊密な連絡と協力とによって、教育の実を挙げることを目的とする。

第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 生徒の学業奨励及び保健福利についてのこと。
2. 生徒の生活補導についてのこと。
3. 職員の研究助成についてのこと。
4. 保護者の教養に関する研修についてのこと。
5. その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

第4条（組織）

本会は生徒の保護者並びに学校職員及び学区内で、本会の趣旨に賛同される者をもって組織する。

第5条（役員任期）

本会は下記の役員を置き、任期は1か年とする。但し、重任は差し支えない。
又、次の役員選出まで引き続き任務を行う。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名（内1名は教頭とする）
3. 常任委員 若干名
4. 委員 各学級4名
5. 会計監事 3名（各学年から1名）
6. 会計 2名（内1名は学校側から）
7. 幹事 2名（学校側から）

第6条（役員選出）

本会役員選出は、次の方法による。

1. 会長、副会長は選考委員会により選出し、委員総会で推薦し、総会で承認を受ける。
2. 常任委員は委員の中から選任する。（部会規定4に詳細を述べる）
3. 委員は各学級より選出する。
学校側委員は会長が委嘱する。
4. 会計監事は各学年から1名選出する。
5. 会計の1名は副会長が兼務し、他1名は学校側から選任する。

6. 幹事は会長の委嘱による。
7. 選考委員会は3学年部、教頭で構成される。

第7条（役員の仕事）

本会の役員は、次の仕事を行う。

1. 会長は会を代表し、会務を掌理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 常任委員は常任委員会を構成して各種の原案を作成し、会務を分担執行する。常任委員の分担する会務は部会規程による。
但し、部会に属さない事項は、常任委員会で処理する。
4. 委員は部会を構成し、部会の運営、予算、決算、緊急の事項を総会に代って協議し執行する。
委員は部会を構成し、部会の運営を行う。
5. 会計監事は会計を監査する。
6. 会計は会長の旨に従って、予算経理を執行する。
7. 幹事は会長の命をうけ、会務を処理する。

第8条（参 与）

学校長を参与とする。参与は本会のすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

第9条（顧 問）

本会に顧問を置くことができる。顧問は総会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

第10条（会 議）

本会は毎年1回定期総会を開き、必要によっては臨時総会を開く。
常任委員会、委員総会は随時に開く。前記の会議は会長が招集する。

第11条（決 議）

すべての会議の議決は、出席者の過半数の賛成が必要である。ただし、会議の実施が困難な場合は、書面・委任による決議も可とする。

第12条（慶 弔）

本会は生徒・職員・保護者の慶弔規程を設け、細則は別に定める。

第13条（会 費）

本会の会費及びその他の収入で運営する。会費は、生徒・職員年額4,000円の納入を基本とし、調整により減額することもある。

第14条（会 計 監 査）

会計に関するすべてのことは、年1回の会計監事の監査を受けなければならない。

第15条（会 計 年 度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。
本会の会計は総会の承認を得るものとする。

第16条（付 則）

1. 本会の会則を変更するには、総会の決議が必要である。
2. 本会の部会規程は別に定める。
3. 本会の会則は昭和36年4月16日より実施する。